

燕市産業史料館条例の一部改正について

燕市産業史料館条例（平成18年燕市条例第153号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市産業史料館条例の一部を改正する条例

燕市産業史料館条例(平成18年燕市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

一般	400円	300円	市長がその都度 定める額	2,000円
----	------	------	-----------------	--------

」

を

「

一般	400円	300円	市長がその都度 定める額	個人 2,000円 法人 8,000円
----	------	------	-----------------	------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。